

2016年度協約・協定改訂第4回団体交渉 会社の「安全最優先」は 社員にとっての不安全か!?

8月31日、2016年度基本協約・協定改訂第4回団体交渉を開催しました。

今回は苦情処理会議の「上移」に関する問題など労使関係の一部と、新幹線の大津波対策や車掌の災害、緊急時対応要員、災害時の交替要員確保、車両の検査周期問題などの安全対策について議論しました。しかし、会社は頑なに回答を変えようとはせず、現場で汗を流す社員の切実な声に対して、あらためてに冷たい姿勢を示しました。

特に安全対策では、職場のいたるところに「安全最優先」のステッカーが貼ってあるにもかかわらず、実際会社が安全最優先で安全対策を行っているのかと言えば、今回の議論でもあきらかになりましたが、首をかしげるばかりです。安全は会社が守るのではなく、現場で働く社員が第一線で守っています。その現場の社員の切実な声を聞かぬ会社が、安全最優先と言っても全く説得力がありません。

本部はこのような会社姿勢を許すことなく、問題解決に向けてさらに闘います。次回第5回団体交渉は9月5日、13時からです。

苦情処理会議で対立した場合は「上移」すること！

組合：解決しないのになぜ上移とならないのか

会社：対立でも議論した結果の一形態である。

組合：議論を尽くした結果として、対立もあり得るが解決ということなのか。

会社：覆らなかったこともひとつの解決だ。

組合：双方が納得して解決したといえるものである。

会社：そうではない。解決したといえないなら、異議申し立てという制度がある。

組合：上移はありえないのか。

会社：ありえないとは言えない。協約に書いてあるとおりだ。

組合：解決に至らなければ上移と書いてある。

会社：解決に至っているという認識だ。

組合：認識が一致しない。対立だ。撤回されることが解決になる。上移を求めた場合は上移するよう求める。

出向先の苦情は会社が 苦情処理会議を開催して解決すること！

組合：出向は会社が責任を持って出向させている。トラブルが発生した場合は、会社が対応すべきだ。

会社：出向規定で懲戒処分等については出向会社とはケースバイケースで対応することがある。

組合：出向先で処分が出て、苦情申告したい時はどうするのか。

会社：出向先の就業規則などで処分されたということであれば、当社の苦情処理会議でというのはありえない。出向先の制度まで関知できない。

組合：会社として責任をもって出向させている以上は、出向先へ主張するという姿勢を見せるべきではないか。

会社：当社が口を出すのはおかしい。

組合：出向先であっても会社が関わっていくべきではないのか。

会社：そのような考えはない。

組合：処分についてはケースバイケースで対応するのだな。申し入れの通り求める。

不当労働行為を反省していっさい行わないこと！

組合：これまでJR東海労に対する不当労働行為を認めた最高裁判決や労働委員会命令は何件あるか知っているか。

会社：裁判等のことはここでは答える必要はない。

組合：10件以上ある。

会社：認められたものもあるし認められてないものもある。

組合：認められたものが10件以上あるということだ。今後も違法行為はおこなわないではなく、これまでの行為を反省し今後いっさい行わないとなるのではないか。

会社：会社の回答をどう解釈するかは、そちらの勝手だ。

組合：反省していないのか。

会社：判決に従って適切に措置している。

組合：謝罪文を出しているのだから反省しているということではないのか。

会社：きちんと対処しているということだ。

組合：不当労働行為認定の最高裁決定をどのように捉えているのか。

会社：尊重している。法令に則って適切に対処している。

組合：不当労働行為は、いっさい行わないこと。

会社施設利用は組合申し込みを優先すること！

- 組合：空いていれば貸してもらえるとということでよいか。
- 会社：個別の状況を見ながらだが、貸すこともありえる。
- 組合：ありえる？空いていても貸さない場合があるということか。
- 会社：業務上の必要性で支障がなければ貸すことがある。
- 組合：例えば10月1日から31日の間でどこでもよいから空いてる日を貸してもらえないかと申し込んだら貸してもらえるのか。
- 会社：そういう申し込みは基本的には受け付けていない。
- 組合：じゃあ、この日だったら空いてますよと教えてくれることはないのか。
- 会社：そのようなつもりはない。何月何日この時間帯でといただいたうえで、答えるしかできない。
- 組合：冷たくないか。空いてる日を教えてもらえば良い。
- 会社：まず言っていたかないと、こちらから空いてる日を教えるという性質のものではない。あくまでも便宜供与である。
- 組合：人数制限、参加者氏名報告などの制限があるが、必要ないのではないか。
- 会社：セキュリティや諸事情など現場長の判断である。
- 組合：組合を信用していないということか。
- 会社：その施設を守るのが現場長だからだ。組合に限ったことではない。施設管理者の裁量である。
- 組合：人数制限や参加者氏名の記録など、組合を信用すれば必要ない考える。

組合事務所の便宜供与を実現すること！

- 組合：三重地区、東京地区でもう一カ所、この間も申し入れてきたが、探してもらえたのか。
- 会社：状況に変化はないと聞いている。
- 組合：三重で見つからないというのは信じがたい。
- 会社：当社がもっているところは広くない。
- 組合：こちらで調べて申し入れたら対応するのか。
- 会社：否定はしない。確認はする。
- 組合：東京地区でもう一カ所貸すこと。

大津波から新幹線を守れ！

- 組合：安全最優先というステッカーが職場のいたところに貼られている。何よりも安全が最優先であるという会社の考えに間違いはないか。
- 会社：間違いはない。否定したこともない。
- 組合：それを前提で、安全対策について議論していきたい。

津波危険予想地域に新幹線が含まれていないことについて、この1年間で取り扱いは変更されたのか。

会社：変わっていない。

組合：新幹線で独自の安全対策を考えるよう求めてきたが、どうなのか。

会社：ハザードマップをもとに対策を図っている。

組合：津波に対して、新幹線は危険ではないのか。

会社：大丈夫だと考える。

組合：隣で在来線が危ないから止めているにもかかわらず、津波がせまっているにもかかわらず、それでも大丈夫なのか。

会社：そうである。構造的に新幹線設備は安全である。ハザードマップで想定される波の高さなら大丈夫である。

組合：想定外の津波だってあり得る。何を根拠に、そんなに自信を持って言えるのか。ハザードマップ以上のことは想定しないのか。

会社：これをもとにやればよいという意見があれば聞いていく。

組合：意見を出せば検討するのか。ならばあらためて改善を求めていく。

新幹線緊急時対応の要員を増やすこと！

組合：緊急時の対応のために、各列車車掌1名増、こだま名古屋、新大阪間車掌3名体制について、そのような考えはないとのことだが、考え方は変わっていないのか。

会社：変わっていない。防犯カメラ増設などハード面で対応している。

組合：セキュリティ上の抑止力と異常時の対応のため、最低、名古屋、新大阪間のこだまは車掌を3名とすること。

在来線ホームの安全対策強化を！

組合：在来線のホームで落下事故はないのか。

会社：この場では、事実がわからない。

組合：東海道線安倍川駅で酔客の転落があり、気づかずに列車が通過、後続の列車に接触して亡くなられた。ホームの監視カメラが記録していた。東京メトロでも痛ましい事故があった。非常に危険である。安全柵があれば抑止力になる。

会社：柵については成案として示せるものはないが、不断に勉強していく。現状では、点字ブロック内方線字ブロックなど設置している。落下検知マットも導入していく。

組合：ホームのお客様の安全を確保するために、基本的には係員を配置されたい。

A T S－P T 装置を改善されたい！

組合：列車を安全に停止させるためにA T S－P Tは有効だが、非常ブレーキがかかってしまうことで、乗務員の状況判断が追いつかない場合がある。常用ブレーキで必要な速度低下なら余裕ができる。

会社：非常ブレーキで停止させるのがより安全である

組合：乗務員が落ち着いて作業出来ることが安全の確保につながる。改善されたい。徐行ガイダンスはタブレット導入で運転操縦支援が充実することだが、早期に試験導入されたい。

運転情報記録装置を社員監視のために使うな！

組合：運転情報装置は安全運行のために、事故が発生した場合にその把握のために使用するとされていたが、今では全て監視され、表彰みたいなことにまで使われている。運転士にとってはプレッシャーでしかなく、不安全である。

会社：得られるデータを安全輸送に活用している。

組合：安全に表彰はいらない。

会社：表彰されればモチベーションが上がる。

組合：表彰されない人はモチベーションが下がる。何でもかんでも活用されてはプレッシャーになり安全のためにはならない。当初の目的以外に使用しないこと。

災害時に乗務交替の申告があったときは安全のために十分に配慮すること！

組合：災害時の乗務員の交替については、状況を見ながらやっていくと昨年の議論では言われていたが、誰が判断するのか。

会社：現場の判断となると思うが。

組合：現場の誰が判断するのか。現場の管理者か。

会社：そういう時もあるし、指令の場合もあるかもしれない。

組合：若い人は辛くとも管理者に言えず、我慢して乗務していく。危険である。

会社：体調が悪い場合は言ってもらいたい。

組合：申告したら替えてもらえるのか。

会社：言ってもらえれば考慮はすると思います。

組合：申告があった場合は安全のために十分に配慮すること。

雪害など異常時は早め早めの対応を！

組合：運転士への雪落としの指示はこの1年でどれくらいあったのか。

会社：具体的には分からないが、あったと思う。降雪状況によっては検修社員

を配置する。

組合：豪雪時などは雪落としのための検修社員がそこにたどり着けない。

会社：伊那松島などでは高圧洗浄とかスチームなどの設備もある。

組合：そのような設備のないところが問題だ。早め早めの対応をしてもらいたい。予報が出たら即手配。それが空振りであっても安全サイドで考えればそれが正しい対応である。

野生動物に対する対応の強化を！

組合：昨年以降、鹿などとの接触事故の状況はどうなっているのか。一定の効果が上がっていると今年も同じ回答になっている。

会社：具体的にはここでは分からないが、ゼロではない。

組合：気動車に撥ね除ける装置を付けた以上の対策はされたのか。

会社：危険な区間を徐行し注意している。

組合：もっと効果の出る対策とすること。

台車検査周期を45キロ 交番検査周期を3万キロに戻せ！

組合：台車検査周期延伸して、ブレーキディスクの亀裂は増加していないのか。また、周期延伸により不具合は発生していないのか。

会社：ブレーキディスクの亀裂は増加傾向は聞いていない。特段不具合もあるとは聞いていない。

組合：交番検査の周期延伸した根拠を改めて明らかにされたい。

会社：運輸省令に則り、試験車両の走行試験を通じて、車両の耐磨性や耐久性を確認して、交番検査の周期延伸を実施した。

組合：試験車両とはX0編成のことか。

会社：X0編成だけなのかはわからない。

組合：車両所で分析センターが開設され、車両自体で走行しながら、各機器の状態をデータ取りをし、入庫時にそのデータを分析し、機器故障の予兆発見システムが確立したから、交番検査周期延伸の根拠としてあるのではないか。

会社：耐久性を確認したからとしか言えない。詳細は地方で議論してもらおう。

組合：新交検となり、全く時間に余裕がないがゆえに、下回り検査では急いで検査修繕になっているのが実態である。また、特修班は6名の人数は変わらず作業が輻輳する 경우가多々あり、不都合が生じているので、特修班は増員されたい。

会社：時間等で問題は起きていないと聞いている。

組合：時間を間に合わせるために急いでいる。これでは入念な検査修繕は出来

ない。安全な故障のない車両を本線に送り出すためには、時間に余裕ある検査体制に戻すべきである。より多く検査の機会を増やすために、台車検査45万キロ、交番検査3万キロに戻せ。

サービス、安全のために屋根の設置を！

組合：掛川と三河安城駅のホームに屋根の設置を求めているが、検討はされているのか。

会社：検討して、現状で対処をお願いしたいと回答した。

組合：利用者へのサービス、車掌の列車監視時の安全問題など、一生このままで良いとは思えない。

会社：先のことは何とも言えないが、現時点では現状で対処されたい。

組合：利用者から苦情などは上がっていないのか。

会社：把握していない。

組合：屋根がないと吹きさらしであり、何が飛んでくるか分からない。危険だ。

組合：この2駅は利用者が少ないからと軽く考えてはいないか。

会社：利用者は少ないが、軽くは考えてはいない。

組合：会社のイメージもある。車掌の作業もある。設置に向けた検討を求める。

一斉点検、入念点検は その理由をあきらかにすること！

組合：一斉点検や入念点検の指示がされるが、なぜそのような点検が必要なものがあきらかにされない。

会社：ケースバイケースである。必要なものを必要な関係者に周知している。

組合：同じ作業をするのだから、みんなに周知すれば良い。

組合：チームでの作業である。チーム全体で安全のために作業している。チーム全体で共有した方が良いではないか。

会社：チームでの作業であるが、必要な関係者が知っていれば問題はない。

組合：会社の裁量なのか。

会社：そうである。ケースバイケースである。

組合：安全に作業するためにも、どうして点検が必要なのかを把握するに超したことない。全員にあきらかにすること。

事故に関する申し入れについては 速やかに協議を開催せよ！

組合：申し入れに対する協議については労使関係でも議論したが、事故の場合であっても会社の考えに変わりはないのか。

会社：協約に則り適切に対応する。

組合：新幹線地本でこのところ、申し入れに対して連続して協議を行わず窓口回答とされている。

会社：確認しないと分からない。

組合：運用のこととか事故のこととか、これまでは業務委員会を行っていたものが窓口回答とされたので、あらためて再申し入れを行ったと聞いている。

このような会社対応はいかかなものかである。本社からしっかりと指導するように。

会社：確認してみる。

組合：事故に関する申し入れは速やかに協議を行うこと。

基本動作は安全のためのものであり、 指摘のためのものではない！

組合：基本動作について、何でもかんでも基本動作にして、基本動作や確認喚呼は増える一方である。これでは安全のための基本動作ではなく、基本動作のための基本動作である。基本動作に気を取られ安全が脅かされている。社員の声を参考にして、必要のないものは減らすなど、見直すべきだ。

会社：基本動作は適宜適切に見直している。

組合：増える一方ではないか。何でもかんでも増やせば良いというものではない。安全のための基本動作のはずである。

会社：安全のための基本動作である。

組合：基本動作のための基本動作だ。多すぎて抜けることもある。添乗時はそれを指摘しそしてボーナスカットだ。指摘のための基本動作ではない。基本動作は安全のためにあるのではないか。

会社：安全のためである。適宜適切に見直している。

組合：事故があるたびに増え続けている。当該者が対策で行えば良いのであって、他の人には必要ない。

会社：いたずらに増やしているわけではない。

組合：基本動作が危険な動作となって本末転倒だ。現場社員の声を参考にして安全のための基本動作に見直すべきだ。